、油部部を支援する余

ニュース 2020/1/15 No. 22

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 109 障千連内

TEL • FAX 043-308-6621

http://amagai65.iinaa.net/

会費・カンパ 等 振込先 〒振替 00260-0-87731 「天海訴訟を支援する会」 通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

〈次回:第21回口頭弁論〉

2020年 2月18日(火) 14:00 開廷

12:30~ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進 閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定

2020年、今年もご支援のほどよろし くお願い申し上げます。

昨年5月28日の証人尋問後、今後の裁 判の進め方を協議する進行協議が4回にわ たり行われました。進行協議は裁判官を挟 み、天海さんと弁護団の原告側と、被告千 葉市の弁護士が出席して行われました。通 常、傍聴は認められませんが、天海さんを 補佐するため今回特別に認められました。

進行協議の内容について は、2Pの原告弁護士のご 報告をご覧ください。

天海訴訟は進行協議を経 て、大詰めを迎えている状

況と言ってよいと考えられます。傍聴者で 傍聴席あふれる状況を生み出し、裁判の勝 利を勝ち取りましょう。

皆さまのご協力をお願いいたします。 傍聴においでください!!





原告 天海正克さん

天海訴訟経過報告 (尋問後)

天海訴訟弁護団長 向後 剛

1 概略

令和元年5月28日の尋問手続終了後、 4回に渡り、進行協議期日が開催されました。

次回は、令和2年2月18日午後2時より、口頭弁論期日が開かれます。

2 進行協議期日のポイント

裁判所が進行協議期日を入れたのは、法 7条の解釈に関する疑問点(はっきりしな い点)を明らかにするためだったと考えら れます。

法7条が「自立支援給付は、自立支援給付に相当するもの(介護保険給付等)を受けることができるときは、支給しない。」旨を定めているのをどう解釈すべきか。

特に、「相当するもの」と「受けることができるとき」についての解釈が問題になります。

裁判所は、まず、被告側に疑問点をぶつけて、回答を求めました。

被告側は、進行協議期日において、それ に回答してきました。

そして、次回口頭弁論期日までに原告側 から意見を出すことになりました。

3 被告の回答

ごく簡単にまとめると以下のとおりです。 (1)「相当するもの」について

3 被告の回答

ごく簡単にまとめると以下のとおりです。

(1)「相当するもの」について

「相当性」の判断に当たっては、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かによって判断する。

(2)「受けることができるとき」につ いて

「受けることができるとき」とは、実際に 介護給付を受けているときだけではなく、 仮に要介護認定を受けていたら介護給付を 受けることができるといったような、潜在 的に介護給付を受けることができる地位に あるときを当然に含む。こう解釈しなけれ ば介護保険優先原則を定めている法7条の 規定が空文化してしまう。また、厚労省も 被告の照会に対し同旨を回答している。

4 原告側の意見(次回期日に提出)

これも、ごく簡単にまとめると以下のとおりです。

(1)「相当するもの」について

複数の受給資格を持つことが受給者に不利益をもたらすのは不合理だから、「相当するもの」とは、自立支援給付と比較して、同等、あるいはそれ以上のものであることを要する。そして、「訪問介護」には日常生活上の世話を超えた掃除等に関するサービスがなく、また、「訪問介護」への移行により利用者自己負担分が発生するので、原告のような非課税世帯の単身生活者にとって、

「訪問介護」(介護保険給付)は、「居宅介護」(障害福祉給付)と同等以上のものとはいえない。

(2)「受けることができるとき」につ いて

「受けることができるとき」は、「要介護認 定申請がなされているとき」を指す。法7 条は「二重給付の回避」を目的とする「併 給調整」規定であるところ、介護保険給付 は介護保険法27条8項により「要介護認 定の申請日」までしか遡らない(65歳以 上の者の要介護状態発生時までは遡らない) ので、「要介護認定申請」がなされていない 段階では、二重給付・併給調整の問題が発 生する余地はないからである。言い換える と、要介護認定申請がなされて、はじめて、 介護保険給付と障害福祉給付との併給調整 が問題となりうる。二重給付の回避を目的 とする併給調整規定である法7条は、「相当 する2つの給付をいずれも支給しない。」と いうことを想定したものではあり得ず、厚 労省の回答及びそれに基づく被告の主張は、 明らかに誤っている。以上

裁判傍聴感想

千葉市は生活の実態を知 らないまま却下を決断

ソーシャルワーカー 三枝 文子

証人尋問で驚いたのは、千葉市の証人は 天海さんを「月70時間の障害者福祉サービスが必要な人」という認識だったことで す。それは天海さんの極々一部に過ぎませ ん。天海さんの障害者福祉サービス申請を 却下する大きな決断をするにあたり、「70時間のサービスがどのような内容だったの か?」「天海さんの日常生活がどのようなも のなのか把握しているのか?」という原告 代理人からの質問に対し、証人が回答でき なかったことにさらに驚きました。

また、千葉市の証人は天海さんの月13万円の収入のうち、食費は7万円という内訳に対して、「経済的な困窮とは言えない」「もっと低い年金で利用料を払っている人はいくらでもいる」とし、更に「障害者福祉サービス決定をする為の必要な情報ではない」とも言いました。

障害者福祉制度、介護保険制度では、ヘルパーが経済的節約のために遠方に買い物に行く事、お店を転々とする事、食費などお金の管理する事はできません。それにヘルパーの訪問が週6日、1日2~3時間のサービスで、今以上の経済的節約のためにヘルパーに支援してもらうことができるのでしょうか?食費7万円は天海さんにとって贅沢なのでしょうか?生活するための必要な金額ではないのでしょうか?

天海さんの訴えは決して特別なものでは ありません。今まで天海さんが生きてきた 人生を64歳であろうが65歳であろうが、 「今まで通り自分で選択していきたい」、た だそれだけなのです。

天海裁判はこれから65歳を迎える多くの障害者の方の選択の自由や権利を守るための裁判です。「〇〇優先、××に決まっている」など根拠が曖昧なことに縛られることなく、自分たちの権利が当たり前に行使できる世の中になるように、岡山に続き千葉からも、天海さんの勇気を全国に発信していきたいと思います。(障千連ニュースから転載)



厚労省にすがりついた千葉市

~大詰めの天海訴訟~

天海訴訟を支援する会代表 八田 英之

天海訴訟は大詰めです。これまでの裁判 の流れで不利と感じたのでしょうか、千葉 市は厚労省に応援を求め、厚労省からの回 答(昨年十一月十四日の照会に対して十五 日に回答!)を論拠に、障害者総合支援法 7条は、65才以前から障害者であった人 にも適用される、介護保険優先原則は憲法 違反ではない、という反論をしてきました。 これらに対する再反論は、弁護団のお仕事 です。わたしは、何点か常識的におかしい! と思えることについて述べます。

1 介護保険は共助なのか?

今は、「自助・共助・公助」が社会保障の原則で適用の順番であるかのように言われています。しかし、21世紀になったころは、共助は「家庭・地域社会」の助であり、公助は「社会保険を含む公的部門」の助として用いられていました(2000年厚生白書)。「共助二社会保険、」「公助二社会福祉・救貧対策」としたのは2006年の「社会保障の在り方に関する懇談会」の報告書からです。

このように社会保障を区別する考え方は、 国際的には通用しない、特異な考えです。 このように定義することの意味は、公助= 社会福祉を狭く限定して財政支出を抑え、 他方保険料を納めない人を保障からパージ する(例えば国保の資格証明書)ところに、 国家財政上の実益があるからでしょう。し かし、この「理念」には、国が国民のいの ちとくらしを守る義務があるという社会保 障の本来的な理念、「憲法25条」の姿は、 ありません。

2 介護保険給付になって新たな負担があっても問題はないのか?

千葉市は、介護給付と障害者給付で同じ 内容があれば、介護給付が優先され、そこ で新たな負担が生じても、それは国会の裁 量の問題で、そこに「著しく合理性を欠き 明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得な い場合」以外は、問題がない、としていま す。

64才までは障害者給付で自己負担が無く、65才になると9万円程度の収入でも 月に1万5千円の負担になる。

これは同じ障害者を年齢で差別すること ではないのか?

この素朴で根源的な問いに千葉市は応えていません。

千葉市は、「障害者福祉は保険制度になじまない」ことを認めています。それなのに65才になると介護保険優先になり、自己負担が生ずる。この矛盾があるからこそ、2018年4月から国は介護保険料の自己負担部分を償還払いする仕組みを作ったのではないでしょうか?この制度には要支援と判定された場合やこれまで一定期間以上利用料を支払っていた場合には償還の対象にならないなどの不十分な問題があり、こうした対象要件の廃止が求められていますが、こうした制度ができたこと自体には、天海裁判のたたかいの成果という側面もあると思います。

3 千葉市の強引なやり方に問題はないのか?

千葉市は、天海さんが介護保険申請をしなかったことを理由に、障害者給付を打ち切りました。

こうした強引なやり方をしている自治体 は実は少数派です。多くの自治体が、制度 の矛盾を踏まえて、障害者の個別の納得を 得られるように努め、合意に至るまでは障 害者給付を続けている実情があります。

千葉市のやり方は、「正当な手続き」という面から見ても、問題がなかったとは言えないと思います。

天海裁判は大詰めです。

2月18日が次の公判です。引き続き、多くの皆さまの

傍聴・ご支援を心からお願い いたします。(障千連ニュースから転載)

裁判傍聴感想

法や制度にはそれぞれの 目的がある

介護支援専門員 楠本 優

2019年5月28日(火)に千葉地方裁 判所にて証人尋問の応援傍聴が開かれ参加 しました。

当日は12時半に集合してビラまき宣伝をして少しでも多くの方々に知ってもらう取り組みを致しました。ものすごい風が吹く中ビラを受け取って話を聞いてくれる方もいて非常に励まされました。

さらに70歳くらいの男性の方ですが、 話を聞いてその後応援傍聴まで来てくれま した。とても心強く思いました。

この裁判で私は様々なことを学び感じました。

普段は介護支援専門員として介護保険の 仕事を主として扱っています。

情けない話をしますが制度の目的というところをあまり考えたことがありませんでした。だが、今回の裁判では深くこの目的を考える必要があるのだと感じました。

実際に、傍聴した感想ですが、千葉市側の職務の怠慢や無情さが伝わる内容でした。 私自身、千葉市に対する残念な感情や怒りの感情が湧き出し、天海さんがいかに辛い思いをしてきたかと痛感しました。千葉市は今後、この裁判を通して、よく考え市民に寄り添っていってもらいたいと思います。



天海訴訟 第 20 回口頭弁論 証人尋問

障害サービスの更新却下(支給打ち切り)

生活への影響考慮せず

障全協・日本障害者センター 山崎 光弘

5月28日、天海訴訟の第20回口頭弁論で証人尋問が行われました。原告側からは三橋恒夫氏・天海正克原告、被告側からは当時の花見川区高齢障害支援課障害係長入野敏明氏・千葉市障害福祉課サービス課長根岸淳一氏が証人として法廷に立ちました。

これまで、口頭弁論は書面によるやり取りによって進められてきましたが、浅田訴訟と同様に、当時の状況を明確にすることの重要性を鑑みた結果、行われることになりました。

証人尋問は①原告側 三橋氏、②被告側 入野氏、③被告側 根岸氏、④天海原告の順 番で行われました。それぞれ、最初に弁護 人が尋問をした上で、対手側弁護人が反対 尋問を行い、最後に裁判官からの尋問が行 われ、全体で約2時間30分かかりました。

浅田訴訟では、証人尋問における当時の福祉事務所 所長の証言が、勝訴判決を決定づけたといっても過言ではありません。天海訴訟でも市担当者の証言が内容判決に大きな影響を与えると想定されます。ここでは、主に市担当者(当時)2名の気になった証言の主旨とその問題点についてお伝えします。

■障害係長(当時)の矛盾した証言、 制度等の詳細は知らない?

まず、入野氏の尋問で気になった点をま とめます。特に①への証言は完全に矛盾し たものでした。

①障害福祉の更新却下(支給停止)にあたって厚労省への照会をしたか。

→市の障害企画課が厚労省への照会をした。 更新却下の判断にあたっては、厚労省の照 会結果を加味したが、内容は覚えていない。 また、厚労省から障害に対して、どのよう な回答があったかは知らない。

②天海さんが非課税世帯であること、非課税世帯の所得上限はいくらになるか知っていたか。

→天海さんが非課税世帯であることは知っている。しかし、具体的な上限額は知らない。

③更新却下の検討の際に、利用者負担が発生することで生じる生活への影響を考慮したか。

→厚生労働省のH19適用関係通知からは 負担に関しては読み取れないので考慮して いない。

④居宅介護(障害)と訪問介護(介護)の 違いは把握しているか。

→同じホームヘルプであるので類似していると考えている。具体的な違いは分からない。

⑤更新却下の決定後、支援をうけられるようにするためのアドバイス等をしたか。 →していない

■サービス課長(当時)「生活への影響は検討しない、打ち切りは原告も 承知の上」

次に、根岸氏の尋問で気になった点は以下の通りです。

- ①厚労省への照会に対する回答は。
- →照会をしたのは自分ではないが、厚労省 担当者からは申請しない理由や千葉市はど う考えているか等を聞かれた。回答は通知 に書いてあることくらいで却下すべきか否 かの明確な回答はなかった。
- ②介護保険に申請しないのは天海さんが初めてとのことだが、更新却下にあたって他の自治体の運用等を調査したか。
- →調べていない。
- ③厚労省から却下もありとの回答があった わけでもなく、他の自治体の運用について も調査をしていない。どのように、誰が却 下決定をしたのか。
- →法務に詳しい職員と法的な検討をした上 で、支援法7条に基づき自分が専決した。
- ④更新却下以外の検討はしたか。
- →更新却下以外の検討はしていない
- ⑤天海さんが介護保険に移行したくない理由として負担問題について検討したか。
- →通知にないので検討していない。介護保 険を利用している人は全員利用者負担を支 払っているため。
- ⑥天海さんは非課税世帯で月の収入は年金を合わせて約13万程度に過ぎない。ここから月15000円の負担は重い。こうした実態も検討すべきだったのではないか→月7万の収入で、介護保険を利用している人もいる。月13万の収入はそれに比べれば収入はある方だと思う。
- ⑦天海さんが重度の障害者で、生活を維持 するためにどのようなサービスを利用して いたか知っていたか。
- →支援区分の程度は知っていたが、具体的 にどのようなサービスを利用して、どのよ うな生活をしていたかは把握していなかっ た
- ⑧更新却下(不支給決定)により、天海さんの生活に影響がでることについて考慮したか

- →考慮していない。事前の説明で介護保険への申請をしなければ、障害福祉は支給しないと伝えてあった。生活への影響はあったとしても、天海さんはそれを承知の上で申請をしなかった。
- ⑨完全支給停止ではなく、介護保険に移行 した場合の支給量(介護)を想定して、最 その分だけ支給停止にするなど、
- 給付を途切れさせない方法を検討しなかったのか。また、天海さんの介護度について介護保険担当課に相談をしたか。
- →していない。介護保険の支給量は認定調査を経ないと出ないので、申請をしてもらわないと無理。
- ⑩居宅介護(障害)と訪問介護(介護)は 類似するサービスであって、日常生活を超 える支援が禁止されているなど、両サービ スに違いがあることを知っていたか。
- →知っていた
- ①介護保険制度を利用したことのない天海 さんに、障害福祉でなければならない理由 の説明を求めたのはなぜか。
- →天海さんから直接聞きたかった。
- 12なぜその理由書を却下したのか
- →直接支援の違いを説明するものではなかっため。知り合いのケアマネ等に教えてもらえば、違いは分かったはず。その場合、介護保険でできない部分は障害福祉で対応した。
- ③H19年適用関係通知には、介護保険に申請しないものについては優先関係を周知徹底することとしか記載されていない。周知徹底は不支給決定とはことなる。何を根拠にこの決定をしたのか
- →支援法7条に基づき決定。
- ④岡山市に浅田訴訟の照会をしたとのことだったが、話を聞いてどのように考えたのか
- →浅田訴訟は一律の打ち切りだったため問題であったが、千葉市は十分な説明を行った上での打ち切りであり問題はないと考える。

■最後の鍵は障害と介護のホームへ ルプの違いの明確化か?

あくまで覚書なので、ニュアンス等の違いはあるかと思います。判決にあたっては有利な証言を引き出せたとも評価できますが、市職員の証言は浅田訴訟よりもひどいものだったと思います。傍聴者も唖然としてざわつく場面が何度もありました。

特にサービス課長の根岸氏の生活への影響は顧みない、影響があるのは分かっていることを承知の上で天海さんは申請をしなかった、月13万の収入はないわけではないといった発言は、市民の暮らしと安全を守る立場にある公務員の資質が問われます。

また、更新却下は、根岸氏は法務に詳しい専門家と相談して支援法7条に基づき専決したと証言していますが、法律の適切な運用をするために出されるのが通知や事務連絡であり、適用通知を無視して判断をしたことは法律の基本を全く理解していないことを示しています。

さらに、厚労省の指示があったわけでもなく、他自治体の運用も参照することなく、勝手な法解釈をして更新却下の決定をしたことは大問題です。

また、自分たちは居宅介護と訪問介護の 違いを把握していながら、介護保険を使っ たことのない天海さんにその説明を文章で 提出させるという行為は、保身のための悪 質な嫌がらせと言わざるを得ません。 根岸 氏の証言については、裁判官も何も言えな いという雰囲気でした。

ただし、現在の主任裁判官は、原告側が主張する居宅介護(障害)と訪問介護(介護)の違いについては得心できていない。逆に、被告側が主張するように、これらが類似するサービスなら、認定調査を経なくてもケアマネ等に相談すれば天海さんの要介護度がどれくらいなのかは分かるはず。それにも関わらず、認定を受けなければ要介護度が分からないというのもよく分からないという主旨の発言をしています。

障害福祉と介護保険は目的や理念、対象者の生活歴、対象とする障害などが違います。

これによって、専門職に係る教育も支援 方法、認定基準、費用負担などの違いも出 てくるのは明らかです。天海さんの場合、 介護保険に移行後も事業所が変わることな く、事業所の善意で対応してくれている部 分もあるため、それぞれのホームヘルプの 違いが分かりにくいという課題が残されて います。

浅田訴訟の判決文に照らし合わせても、 千葉市の対応は看過できない事実誤認、社 会通念に照らし合わせて不合理な判断に基 づく不支給決定であり、違法であることが 今回の証人尋問で明らかになりました。主 任裁判官が得心できていない、障害と介護 のホームヘルプの違いを明確化することが、 完全勝訴にむけた最後の鍵になってくるの ではないかと思います。(障千連ニュースか ら転載)



2019/3/5 第19回口頭弁論の千葉地裁へ行進

<第21回口頭弁論> 2020年 2月18日(火) 14:00 開廷

12:30~ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進 閉廷後、県弁護士会館で報告集会 の予定

傍聴をお願いします!